

ろう児の手話教育・医療に関する意見交換会（仮称）の実施について（素案）

令和元年6月時点

目的

手話条例の制定から2年が経過し、「手話を言語として尊重する」という意識は徐々に浸透しているものの、依然として手話が言語として幅広い理解を得ていない状況にある中、旭川市手話施策推進会議で挙げられた解決すべき課題の一つとして、旭川市手話言語に関する基本条例第7条で明記されている「聴覚障害児の保護者等に対する支援」が挙げられる。

このことから、聴覚障害児の保護者に対し、医療及び教育関係者から、ろう児の医療・教育に関する現状と課題等の情報を提供するとともに、医療及び教育関係者に対し、手話言語の普及啓発及び理解を深めることを目的に、聴覚障害児の保護者、聴覚障害児の医療、教育に関わる関係者が一堂に会し、それぞれの立場からの認識を共有するための意見交換会を実施する。

実施方法

- 1 開催回数：1回
- 2 開催日時：未定（2時間程度）
- 3 参集範囲：ろう者、ろう児保護者、意思疎通支援者、教育関係者、医療関係者（50名程度）
- 4 実施内容（案）
 - (1) ろう児の医療や教育に関する講演
 - ・『手話で生きる』ということ」
講演者：ろう者（もしくはろう者の家族）
 - ・「聴覚障害児の手話教育の現状について」
講演者：旭川聾学校教職員
 - ・「聴覚障害児への医療の現状について」
講演者：耳鼻科医師
 - (2) ろう児の医療や教育に関する座談会（意見交換会）
 - ・ろう者の代表者（1～2名）
 - ・ろう児保護者の代表者（1～2名）
 - ・児童発達支援事業所（ろう児受入）関係者
 - ・医療従事者（耳鼻科医師）
 - ・医療従事者（保健所乳幼児健診関係者）
 - ・旭川聾学校教職員
 - ・コーディネーター：旭川市手話施策推進会議 栗田会長を想定